

令和7年度ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業 質問に対する回答

No.	質問事項		回答
1		公共施設の先行予約はできますか。	採択後の打合せで応相談となります。
2	募集要項P1	事業の対象にできるのは、ふじみ野市民のみですか。	1 趣旨の通り、ふじみ野市民の文化芸術活動の振興および活性化を図るための補助金です。不特定多数が参加できる事業に遠方から訪れた方が参加することを妨げるものではありませんが、市民が参加しやすい事業としてください。
3	募集要項P4	ワークショップの材料費のうち、申請以前に購入済のものや既に手元にある材料は補助の対象になりますか。	なりません。材料費や消耗品費は、本事業のために購入したものが対象です。また、精算の際に領収書の添付が必須となります。
4		材料費等の領収書の日付に指定はありますか。	原則、補助金の決定以降の日付ものが対象になります。
5	募集要項P1	金融教育講座を検討しています。コラージュなど文化芸術の要素と組み合わせれば補助金の対象になりますか。	本事業は文化芸術活動を対象としています。他の要素とコラボレーションし企画の充実を図っていただくことは可能ですが、あくまで事業の主旨は文化芸術活動である必要があります。
6		参考に過去の事業を知りたいです。	ふじみ野市ホームページに概要を掲載しています。 https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/bunka_sportsshinkoka/bunkashinkogakari/supporrt/index.html
7	募集要項P4	ふじみ野市文化芸術企画提案型委託事業の説明においては、保険加入について説明されませんでした。なぜでしょうか。	ふじみ野市文化芸術企画提案型委託事業は、ふじみ野市及びふじみ野市立文化施設指定管理者が主催となり、委託事業もそれぞれが加入している保険の補償範囲に含まれるため、受託者が個別にイベント保険などに加入する必要がありません。 一方、ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業は性質が補助金のため、申請者が主催者となります。市等で加入している保険の補償範囲外となるため、万が一のために主催者各位にイベント保険などに加入いただくよう案内しています。なお、保険料は補助の対象となります。

令和7年度ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業 質問に対する回答

8	募集要項P3	令和7年度ふじみ野市文化芸術企画提案型委託事業と令和7年度ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業の両方に申請することは可能ですか。	P3に記載のとおり、令和7年度ふじみ野市企画提案型委託事業に採択されている者は、補助の対象になりません。 スケジュール上は、令和7年度ふじみ野市企画提案型委託事業の採択の可否が決定した後に、令和7年度ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業の申請期間が始まります。
9	募集要項P4	申請者本人が出演した場合、報償費は補助の対象になりませんか。	なりません。外部から招へいする出演者・講師への報償費や交通費は補助の対象となりますが、申請者が個人の場合の自らへの報償費や交通費、申請者が団体の場合の団体構成員への報償費や交通費、補助の対象外です。 補助対象外の経費は、自己負担金やチケット代などの収入から支出してください。
10	募集要項P2	文化芸術活動の活動実績は長くありますが、ふじみ野市内での活動をしたことはありません。補助金をきっかけに市内での活動を始めたいと思っていますが、本年度は申請できませんか。	3 補助対象者のとおり、ふじみ野市内で継続的に文化芸術活動を行っている方が本事業の対象のため、個人での申請はできません。 例えば長くふじみ野市で活動している団体に加入し団体として申請するなど、方法をご検討ください。
11	募集要項P3	補助を受けられる回数について、内容が異なっても通算にカウントされますか。	申請者が同一であれば、内容が異なる場合でもカウントされます。
12		保険加入について、市で勧めるものはありますか。	特定の会社及び商品等について、市から紹介することはいたしかねます。事業の規模や内容を踏まえ、実施者においてご検討ください。
13	申請書P2	事業計画書はダウンロードして使った方が良いですか。	ダウンロード、手書きのどちらでも問題ありませんが、事業目的やPRポイントをしっかりとご記載いただく場合はダウンロードいただき適宜行を増やしてお使いください。